

公表監第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、  
同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

令和2年2月12日

西宮市監査委員	亀井健
同	石橋正紀
同	大原智
同	菅野雅一

付記

報告監第20号	定期監査結果報告	防災危機管理局
報告監第21号	定期監査結果報告	市民局
報告監第22号	定期監査結果報告	会計室
報告監第23号	定期監査結果報告	消防局

## 目 次

### 会 計 室

第1	監 査 の 対 象	.....	22 - 2
第2	監査の期間及び方法	.....	22 - 2
第3	監 査 の 結 果	.....	22 - 2
	1 収 入 事 務	.....	22 - 2
	2 支 出 事 務	.....	22 - 2
	3 財 産 管 理 事 務	.....	22 - 2
	4 会 計 管 理 業 務	.....	22 - 3
	5 む す び	.....	22 - 3

### 凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0. 0」は、0または単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第22号  
令和2年 2月10日

西宮市監査委員	亀井	健
同	石橋	正紀
同	大原	智
同	菅野	雅一

## 定期監査結果報告

(会計室)

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査を行った結果は次のとおりです。同条第9項の規定に従い報告します。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

会計室における、主として平成31年4月1日から令和元年8月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、できるだけ直近の数値を用いるよう努めました。

監査の対象とした会計室の組織及び職員数の状況(平成31年4月1日現在)は以下のとおりです。

(単位：人)

組 織	正規職員	嘱託職員
室 長	1	0
会計課	10	0
計	11	0

## 第2 監査の期間及び方法

令和元年10月15日から事務局監査に入り、令和2年1月14日に監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 収 入 事 務

収入事務について関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていました。

### 2 支 出 事 務

支出事務について関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていました。

### 3 財 産 管 理 事 務

財産管理に関連する事務について関係書類を抽出調査し、また備品、有価証券、出資証券等については現物と照合する方法により調査したところ、適正に管理されていました。

## 4 会計管理業務

### (1) 支出命令書の審査・指導

支出命令書の審査件数は、29年度 96,882件、30年度 96,273件、令和元年度 54,451件(11月末日現在)となっています。

支出命令書の審査については、地方自治法第232条の4第2項の規定により支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、支出負担行為に係る債務が確定しているかどうかを基準に審査を行うとともに、西宮市会計規則第28条の規定により支出命令書その他の書類の内容に過誤がないか等についても審査を行っています。

また、「支出命令書等の提出時の注意事項等について」、「未提出書類及び執行状況等の確認作業について」等の通知により、支出命令書等の提出方法、提出期限の厳守、添付すべき書類等の周知徹底を図っています。今後とも支出命令書等の審査、通知を通じ、適正な財務会計事務の指導に努めてください。

### (2) 物品出納保管事務検査及び物品調査の取組み

物品の出納保管事務に係る検査については、西宮市出納事務検査実施要領に基づき備品検査を実施しています。29年度は6年度、30年度は20年度、令和元年度は21年度に取得した備品について、備品現在簿と現物の存否の確認等、書面検査及び必要に応じて実地検査を行っています。今後とも備品検査等を通じ、適正な物品管理の指導に努めてください。

### (3) 資金の運用

歳計現金及び各種基金の資金運用については、「西宮市公金管理・運用基準」に基づき、「金融機関の選定指針」の基準を満たす金融機関を対象に安全、確実で収益性の高い大口定期預金等で合同運用を行っています。今後とも、安全性、確実性を確保し、かつ有利性、流動性にも配慮した上で、より収益性の高い資金運用に努めてください。

### (4) 出納員証及び現金取扱員証の交付

会計管理者の代わりに現金を取り扱うことのできる者として、西宮市会計規則に基づき出納員及び現金取扱員が置かれ、それぞれに身分を証する出納員証、現金取扱員証を交付しています。現在においては出納員証及び現金取扱員証の必要性について疑問が持たれません。見直しについて検討を進めてください。

## 5 む す び

主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、事務処理の誤りは見受けられませんでした。

会計室は、財務会計事務に係る各種通知や庶務担当者に対する研修、出納事務検査の実施等により庁内の財務会計事務に係るリスクの軽減を図っています。今後とも、内部統制の強化に向けて、総括担当課等に対して的確な指導を行い、きめ細かに相談に応じるなど、本市会計業務のより一層の適正化の推進に努めてください。